

国民健康保険高額療養費支給申請手続簡素化申出書兼同意書

高額療養費の支給申請（手続の簡素化）について、裏面記載の事項に同意の上、申出いたします。

青森市長

様

申請日 年 月 日

(1) 申出の内容

世 帯 主	氏 名	生年月日	昭 和 平 成 令 和 年 月 日
住 所			
被 保 険 者 記号・番号(※)	青国	電話番号	— — —
申 出 内 容	簡素化開始 ・ 振込口座変更 ・ 簡素化解除		

(注) 世帯主以外の方が代理で申出する場合は、以下の代理人欄も記入してください。

代 理 人	氏 名	電話番号	— — —
住 所	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ		

(2) 振込先口座の登録

<input type="checkbox"/>	公金受取口座を利用します。(口座情報の記入は不要。個人番号の記入必須)									
	個人番号									
<input type="checkbox"/>	下記口座への振込を希望します。									
	金融機関	銀 行 信 金 金 庫 信 託 信 組 農 協				店 名	本 店 支 店 出 张 所	預 金 種 別	普 通 当 賐	通 座 蓄
	口座番号 (右詰め)					口 座 名 義 人	フリガナ 氏名			

(注) 世帯主以外の口座への振込を希望する場合は、以下の委任欄も記入してください。

委 任 欄	本件の受領に関する行為を受任者 <u>振込先氏名</u> に委任します。									
委任者（世帯主）氏名	※世帯主本人が手書きしない場合は記名押印してください									

※裏面の「簡素化開始に当たっての注意事項及び同意事項」を必ずお読みください

簡素化開始に当たっての注意事項及び同意事項

【注意事項】

- ・申出書の提出以前に算定した高額療養費は簡素化の対象にならないこと。
- ・国民健康保険税に滞納がある場合は簡素化の対象にならないので、従来どおり支給申請書を提出すること。
- ・簡素化後であっても、対象の医療費に第三者行為に係るものが含まれている場合など、支給申請書の提出が必要となる場合があること。
- ・世帯主や登録口座に変更があった場合は、再度、申出書の提出が必要となること。
- ・国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合は、再度、申出書の提出が必要となること。
- ・診療月の3～4か月後に登録口座へ振り込まれるが、診療報酬明細書の審査等により振込が遅れる場合があること。
- ・申出書の提出以降は高額療養費の支給のお知らせ及び申請書は発送されない。高額療養費が発生した場合は支給決定通知書を送付する。支給額については、支給決定通知書により確認すること。
- ・医療費の一部負担金の未払が判明した場合は、市は返還請求を行うこと。
- ・所得区分の変更により高額療養費が多く支給された場合は、市は返還請求を行うこと。

【同意事項】

- ・医療機関に支払うべき一部負担金に未払がないこと。また、今後一部負担金が未払となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・一部負担金について疑義が生じた場合は、必要に応じて青森市が医療機関に照会することに同意すること。
- ・高額療養費の支給後に支給額に変更が生じて返還が発生した場合は、速やかに申し出ること。
- ・交通事故等の第三者行為求償事務の対象となった場合は、速やかに申し出ること。
- ・無料低額医療事業を利用した場合は、速やかに申し出ること。
- ・次の事項に該当した場合は、自動振込は解除となること。
 - 世帯主が死亡又は変更になった場合
 - 国民健康保険税に滞納が生じた場合
 - 登録口座に振込ができなくなった場合
 - 申請の内容に偽りその他不正があった場合
 - その他、市長が必要と認める場合

注意事項・同意事項について確認しました。(チェックを入れてください)